

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に入社し、主に産業用秤の設計業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月からD国E市所在のFに技術顧問として出向し、同年〇月から家族と同居するに至ったものの、平成〇年〇月以降は社宅で単身赴任の生活を送っていた。

平成〇年〇月〇日、被災者は、取引先との接待を終え、一旦社宅に戻った後、翌日出勤せず、一時行方不明となったが、同月〇日の朝には社宅に戻っていた。被災者は、失踪中の自身の行動について、ゴミ処理場で朝気がつき、かなりの距離を歩いて社宅まで戻ったこと以外説明ができなかった。Fは、会社と協議の上、被災者を同年〇月〇日に帰国させた。被災者は、同月〇日にGクリニックに受診し「気分障害」と診断された。

被災者は、帰国静養後、同年〇月に会社のH課のI室に復職し、平成〇年〇月に同課のJグループに配置換えとなったが、休業と出勤を繰り返し、同年〇月〇日に会社を退職した。

被災者は、その後も精神障害の治療を継続していたが、平成〇年〇月〇日、K市L区で電車で飛び込み、死亡した。死体検案書の直接死因は「脳挫滅」、死因の

種類は「自殺」であった。

請求人は、被災者の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の発病及び死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 (1) 請求人らは、被災者が多数の案件を担当していたとして、その心理的負荷を「強」と評価すべきであると主張しているので、以下、検討する。

被災者が担当していた業務について、元上司のMは、要旨、「被災者の抱える案件は、そんなにボリュームがあったとは思わない。これは、平成〇年〇月にも当てはまる。」と述べ、元上司のNも、要旨、「営業の出張は年に1回か2回程度、クレーム処理の出張は月に1度あるかないかであった。」と述べている。当審査会では、D国において被災者が従事していた業務の内容について精査したが、特に被災者が多数の案件を担当していたという客観的資料を見出すことはできなかった。

この点、被災者の労働時間数についてみても、送迎車を共用していた元上

司のNは、要旨、「休日出勤は月1回もないし、毎日規則正しい通勤もできていた。」と述べており、時間外労働はほとんどなかったものと認められ、仮に送迎車が来るまでの待機時間を時間外労働時間であるとみたとしても、恒常的長時間労働とは認められないものであり、被災者のみ過重労働に従事していたとは判断できない。

以上により、業務による心理的負荷評価表の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(2) 評価期間において、その他「強」と評価すべき強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められない。

3 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)

作成の意見書によると、被災者は平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F3気分(感情)障害」を発病し、完治することなく平成〇年〇月まで治療を継続していたとされている。被災者の症状の経過等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) なお、請求人らは、D国で被災者が失踪した当時の状況などについて再調査を求めているが、当審査会の判断に困難を来すような資料不足とは認められず、これ以上の検討は必要ないものと判断する。

4 以上のとおりであるので、被災者の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。